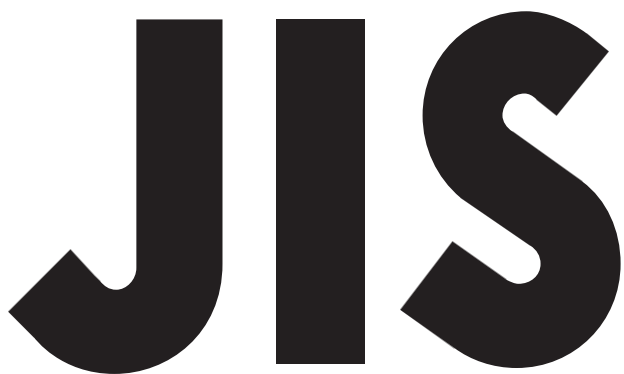




流れ分析通則

JIS K 0126 : 2019

(JAIMA/JSA)

平成 31 年 1 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	楨 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成元.2.1 改正：平成 31.1.21

官 報 公 示：平成 31.1.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本分析機器工業会

（〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-12-3 第一アマイビル TEL 03-3292-0642）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 フローインジェクション分析	3
4.1 概要	3
4.2 装置の構成	3
4.3 装置の設定	6
4.4 装置の安定性の確認	7
4.5 分析操作	7
4.6 定量分析	8
5 連続流れ分析	12
5.1 概要	12
5.2 装置の構成	12
5.3 装置の設定	14
5.4 装置の安定性の確認	15
5.5 分析操作	15
5.6 定量分析	15
6 シーケンシャルインジェクション分析	16
6.1 概要	16
6.2 装置の構成	16
6.3 装置の設定	18
6.4 装置の安定性の確認	18
6.5 分析操作	18
6.6 定量分析	19
7 データの質の管理（精度管理）	19
8 設置及び注意事項	20
8.1 流れ分析装置の設置場所	20
8.2 安全についての注意事項	21
9 分析結果の記載方法	21
10 個別規格で流れ分析を分析法として取り入れる際に規定しなければならない事項	21
附属書 A（規定）流れ分析装置の使用判定項目	22
附属書 B（参考）不確かさの求め方	24
解 説	31

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 0126:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

流れ分析通則

General rules for flow analysis

1 適用範囲

この規格は、流れ分析に関する一般的事項について規定する。流れ分析は、流れ中における反応を利用して無機物及び有機物を定量するための操作・技術をいい、この規格では、試料及び試薬の分析装置への導入法が相互に異なるフローインジェクション分析、連続流れ分析及びシーケンシャルインジェクション分析についてそれぞれ規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS K 0050** 化学分析方法通則
- JIS K 0211** 分析化学用語（基礎部門）
- JIS K 0212** 分析化学用語（光学部門）
- JIS K 0213** 分析化学用語（電気化学部門）
- JIS K 0214** 分析化学用語（クロマトグラフィー部門）
- JIS K 0215** 分析化学用語（分析機器部門）
- JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS K 0050**、**JIS K 0211**、**JIS K 0212**、**JIS K 0213**、**JIS K 0214** 及び **JIS K 0215** によるほか、次による。

3.1

ダブルインジェクション法（double injection method）

試料の濃度又は導入量を変えて一つの流れの中に 2 か所に分けて導入する、又は一つのキャリアーに相前後して試料と試薬とを同時に導入する方法。

3.2

マージングゾーン法（merging zone method）

二つのキャリアーの流れを設け、一方の流れに試料、他方の流れに試薬を同時に導入し、下流で試料と試薬とを合流させる方法。

3.3

サンドイッチインジェクション法（sandwich injection method）

試料 S と試薬 R とを R-S-R 又は S-R-S の順にキャリアー流路内に直列に導入する方法。